

謄本

# 定 款

一般社団法人ぴおねろの森

令和 5 年 8 月 7 日作成

# 一般社団法人ぴおねろの森定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ぴおねろの森と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県印西市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、学校以外での学びの場を必要とする子ども達に、安心して心を休め、かつこれから時代を生きていくための力を育む学びの場を提供することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. フリースクールの運営事業
2. 学校に行きづらい子どもたち及びその家族に対する支援事業
3. 学校に行きづらい子どもたち及びその家族同士の交流、情報交換の場の提供事業
4. 学校以外の学びの場の提供事業
5. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 前条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意があったとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会

は、毎事業年度の終了後 3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 12 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 13 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 5 日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 14 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 15 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 4 章 役 員

(員数)

第 18 条 当法人の理事は、10 名以内を置く。

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 19 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。

(代表理事・職務権限)

第 21 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第 22 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 23 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除等)

第 24 条 当法人は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合(当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき)には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 5 章 計 算

#### (事業年度)

第 25 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

#### (事業計画及び収支予算)

第 26 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### 第 6 章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第 27 条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議のよって変更することができる。

#### (解散、残余財産の帰属等)

第 28 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議その他政令で定める事由により解散する。

- 2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 3 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### 第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 29 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 30 条 当法人の設立時の理事は、次のとおりである。

設立時理事	大河原亜矢子
設立時理事	高尾利香
設立時理事	天野温子
設立時理事	中村龍太
設立時理事	笠間陽子
設立時理事	横川詩乃

(設立時代表理事)

第 31 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

千葉県鎌ヶ谷市中沢一丁目 14 番 3-220 号  
設立時代表理事 大河原亜矢子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 32 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

千葉県鎌ヶ谷市中沢一丁目 14 番 3-220 号  
大河原亜矢子

千葉県松戸市六高台七丁目 3 番地ピュアフィールド六高台 102 号  
高尾利香

千葉県印西市原三丁目 2 番地 712 号  
天野温子

千葉県印西市滝 985 番地 10  
中村龍太

千葉県印西市牧の原五丁目 9 番地 19

笠間陽子

千葉県印西市小倉台四丁目1番地11棟402号

横川詩乃

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人ぴおねろの森設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士吉益千絵は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和5年8月7日

千葉県鎌ヶ谷市中沢一丁目14番3-220号

設立時社員 大河原亜矢子

千葉県松戸市六高台七丁目3番地ピュアフィールド六高台102号

設立時社員 高尾利香

千葉県印西市原三丁目2番地712号

設立時社員 天野温子

千葉県印西市滝985番地10

設立時社員 中村龍太

千葉県印西市牧の原五丁目9番地19

設立時社員 笠間陽子

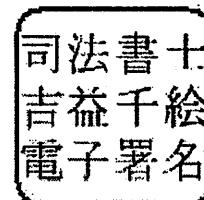
千葉県印西市小倉台四丁目1番地11棟402号

設立時社員 横川詩乃

上記設立時社員6名の定款作成代理人

千葉県印西市原山一丁目1番地1渡辺原山ビル201

司法書士 吉益千絵



# 同一情報の提供

提供の日付: 2023年08月18日

公証人: 04100007 大 西 忠 広



所属法務局: 千葉地方法務局

公証役場: 成田公証役場

千葉県成田市花崎町956

請求対象の登簿管理番号: 23-0410000702000027

請求対象の文書種別: 電磁的記録の認証

請求対象の認証日: 2023年08月18日

請求対象の処理公証人: 04100007 大 西 忠 広

所属法務局: 千葉地方法務局

公証役場: 成田公証役場

千葉県成田市花崎町956

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

## 誤記証明書

令和5年（西暦2023年）8月18日、本公証人認証に係る登簿管理番号第23-0410000702000027号、「一般社団法人ぴおねろの森」の定款第31条及び第32条並びに末尾に記載されている設立時社員兼設立時代表理事 大河原亜矢子の住所が、————

「千葉県鎌ヶ谷市中沢一丁目14番3-220号」————  
とあるのは、————  
「千葉県鎌ヶ谷市北中沢一丁目14番3-220号」————  
の誤記であることを証明する。————

上記誤記は、令和5年7月24日付、千葉県鎌ヶ谷市長発行の印鑑登録証明書の記載により明白である。————

令和5年9月25日、本公証人役場において

千葉県成田市花崎町956番地

千葉地方法務局所属

公証人

大西忠広

